

# 小学校交通安全教室



## 横断歩道の渡り方

5月10日、小学校にて交通安全教室が開催されました。当日は関、湯原駐在所、交通指導隊の協力をいただき、左右を確認すること、信号を見ること、右側を歩くことなど説明を受け、実際に道路を歩きました。児童からは「楽しかった。横断歩道は手を挙げて渡ります。」と交通ルールを学ぶ良い機会になりました。



## 自転車の注意事項

自転車の乗り方について体験型の授業が行われました。校庭に特設の道路が作られ、横断の仕方や点検の方法、歩行者優先で急な進路変更をしないことなど学習しました。児童からは「楽しく交通ルールを勉強できて良かったです」との声が聞かれました。



# 介護予防教室フットケア

足が痛くて歩くのが億劫、身体が歪んで腰が痛い・・・もしかしたら足爪のトラブルが原因かもしれません。巻き爪などの痛みがあることで、それらをかばって歩くことにより、体全体へ支障が出る場合もあります。いつまでも自分の足で歩き、いきいきと生活していくために専門職の方の施術を受けてみませんか？

日程	場所	詳細
令和6年 6月 7日(金)	高齢者センター (送迎有) ※必要に応じて公民館	・爪にトラブルがある(巻き爪など) ・自分で爪を切ることが困難な方 施術時間: 1時間程度 料 金: 自己負担(お問い合わせください)
令和6年 6月 15日(金)		
令和6年 7月 12日(金)		
令和6年 8月 9日(金)		
令和6年 9月 13日(金)		
令和6年 10月 11日(金)	令和7年 1月 17日(金)	
	令和7年 2月 14日(金)	
	令和7年 3月 14日(金)	

ご家族や周りに困っている方がいましたらご相談ください。  
※町内に住所のある40歳以上の方が対象です。

●お問い合わせ 七ヶ宿町社会福祉協議会 ☎37-2271

### 困った時の法テラス

法テラスは、法的トラブルの解決をお手伝いしています。

**法テラスの情報提供**

●法テラスの利用方法やトラブル解決に役立つ情報をご案内します。●どなたでも、何度でも匿名でご利用できます。

**法テラスの民事法律扶助**

●経済的に余裕のない方には、無料で3回まで法律相談のできる制度があります。●経済的に余裕のない方にあたるかどうかは、収入や預貯金などで決まります。

法テラスサポートダイヤル 0570-078374  
平日 9:00~21:00/土曜 9:00~17:00(祝日及び年末年始を除く)

### 法テラス 無料法律相談会(予約制)

経済的に困りの方を対象とした弁護士による無料法律相談会を開催します。ご相談をご希望の方は、法テラス宮城までお電話にてお申込みください。  
※収入や資産(現金・預貯金)が一定基準以下であるなど、経済的に困りの方を対象としています。

**日時会場**

6月27日(木) 13時30分~16時00分  
蔵王町ふるさと文化会館(蔵王町大字円田宇西浦5)

**申込問合せ**

法テラス宮城 ☎0503383-5538  
(受付時間 平日9時~17時)  
〒980-0811 仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6階

# 移住支援金制度拡充のお知らせ

東京23区に在住又は東京圏在住で23区内に通勤する方が七ヶ宿町に移住し、一定の要件を満たす場合に、移住支援金が支給されます。この事業は東京一極集中の解消及び地方の担い手不足対策のため国が実施している事業です。詳しい交付条件につきましてはふるさと振興課までお問い合わせください。

## 支給額

世帯:100万円 単身:60万円  
〈拡充内容〉18歳以下のお子さんがある場合には一人につき100万円加算

## 対象者

- ①東京23区に在住又は東京圏在住で東京23区への通勤者  
(移住直前に連続して1年以上及び直近10年間のうち通算5年以上)
- ②申請時に転入後3ヶ月以上1年以内で5年以上居住する意思のある方

## 各種要件項目

- 就業に関する要件
  - ①マッチングサイトに掲載されている事業者への就業  
現在町内では、①新誠木材(株) ②(株)ミヤギタノイ ③七ヶ宿まちづくり(株)  
**支給条件となる移住者の就業先企業の登録を募集中です!**
- テレワークに関する要件
  - 七ヶ宿町を生活本拠地とし、移住元の業務を実施 ※企業からの命令を除く
- 関係人口に関する要件(申請者が対象で②③は移住前)
  - ①50歳未満 ②七ヶ宿くらし研究所で移住相談 ③七ヶ宿ファンクラブ会員  
※他にも要件がありますので詳しくはお問い合わせください。

●お問い合わせ ふるさと振興課(企画係) ☎37-2194

## 人権相談会のご案内

毎年6月1日は…  
**人権擁護委員の日です**

この日にちなみ、人権擁護委員が次の4か所で相談所を開き、人権に関するさまざまな相談をお受けします。

**相談は無料で、予約も不要です。秘密は厳守いたします。**

家庭内のいざこざ、離婚、相続、隣り近所との問題など、日頃お悩みの方は遠慮なくご相談にお越しください。

### 開催日時と相談会場

- 6月5日(水) 10:00~15:00 角田自治センター
- 6月6日(木) 10:00~15:00 大河原町役場
- 6月8日(土) 10:00~15:00 白石市中央公民館
- 6月12日(水) 9:00~11:30 丸森まちづくりセンター



●お問い合わせ 大河原町字錦町1-1 法務局内  
大河原人権擁護委員協議会 ☎0224-52-6053